

インターネット投資信託取引規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様が、株式会社あいち銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューターおよびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「総合取引約款」、「投資信託振替決済口座管理規定」、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定」、「自動継続（累積）投資約款」、「特定口座規定」、「あいぎん積立投信（投資信託定時定額買付サービス）規定」、その他の関連する約款および規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「あいぎん Ai ダイレクトご利用規定」に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合の、当行とお客様との取決めです。本規定に「投資信託関連約款等」または「あいぎん Ai ダイレクトご利用規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本規定の定めが優先されます。

(本サービスの内容)

第2条 お客様は、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。

- ① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）
- ② 投資信託の解約の申込み（解約請求による申込みに限ります。）
- ③ 「自動継続（累積）投資約款」および「あいぎん積立投信（投資信託定時定額買付サービス規定）」に基づく投資信託定時定額買付サービス（以下「定時定額買付サービス」といいます。）の新規・変更・解約の申込み
- ④ 取引履歴等の照会
- ⑤ 投資信託口座開設の申込み
- ⑥ 第22条に定める提供情報の利用

(法令等の遵守および自己責任の原則)

第3条 お客様は、本サービスの利用にあたっては、本規定および「投資信託関連約款等」ならびに「あいぎん Ai ダイレクトご利用規定」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。

2 お客様は、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面（投資信託）、その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。

(本サービスの利用)

第4条 お客様は、当行所定の方法により本サービスを申込み、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに、申込みをしている場合はこの限りではありません。

- ① 投資信託振替決済口座ならびに特定口座の開設、非課税口座の開設申請
- 2 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客様に限り行えるものとします。
 - ① 日本国内に居住する個人のお客様
 - ② お客様（口座名義人）ご本人の利用である場合
 - ③ 「パソコン等」のインターネット環境が整っていること
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。
 - ① 満18歳未満のお客様
 - ② 非居住者のお客様（居住者が非居住者となった場合も含みます。）
 - ③ 法人のお客様
 - ④ その他当行が別途定めるお客様

4 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスのご利用はご遠慮ください。また、海外からのご利用によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(取引の名義等)

第5条 本サービスの利用にあたっては、お客様が投資信託振替決済口座の開設申込みの際に当行にお

届けいただいた「住所」、「氏名」、「指定預金口座」および「あいぎん Ai ダイレクト」申込みの際にお届けいただいた「代表口座」、「サービスご利用口座」（以下「代表口座」、「サービスご利用口座を総称して「サービス利用口座」といいます。）を使用するものとします。ただし、第20条第1項による変更後は、変更後の「住所」、「氏名」、「指定預金口座」、「サービス利用口座」を使用するものとします。

2 住所、氏名は、本人確認書類に記載のものと同一のものを使用するものとします。

3 当行はあらかじめお客様からお届けいただいた、投資信託振替決済口座の「指定預金口座」以外への振込みは行わないものとします。

4 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく指定預金口座は、当行窓口で開設された普通預金口座（総合口座含みます。）とさせていただきます。お客様が、当行に普通預金口座（総合口座含む。）を開設されていない場合は、当行窓口で普通預金口座を開設のうえ、当行所定の手続きによりお客様が当行に届出た預金口座を「指定預金口座」、「サービス利用口座」とします。

（投資信託振替決済制度のご利用）

第6条 お客様が保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託振替決済口座に記載または記録します。

（書面の電子交付）

第7条 本サービスでは、お客様へ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付する場合があります。以下、当行が投資信託に係る取引に関してお客様へ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客様がインターネット取引画面へログイン後に電磁的方法により交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。

（電子交付の内容）

第8条 第7条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。

①投資信託説明書（交付目論見書）等

②その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの。

2 当行が第7条に規定する電子交付を行う方法は、第1項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客様の閲覧に供する方法とします。

3 お客様は、第1項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客様が当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客様が閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客様が、当該最後取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。

4 お客様が書面の電子交付を利用するには、PDFファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要です。利用可能なソフトウェアおよびそのバージョンは、当行が任意に定めることができるものとし、その詳細は当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表します。

5 電子交付に係る利用手数料は、無料とします。

（電子交付の承諾及び申込み）

第9条 お客様は、本サービスの利用申込みを行うに際して、当行から電子交付を受けることを承諾し、申込みをされたものとします。電子交付の申込みは第8条第1項の電子交付書面について一括して行うものとします。またこの場合においては、お客様が本サービスに係る取引以外で取引される場合に交付を受ける、第8条第1項の電子交付書面のうち、当行が定めるものと同種の書面についても、併せて電子交付を受けることを承諾し、申込みをされたものとします。

2 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客様が初回ログインされた翌営業日以降において、インターネットでの取引および窓口での取引において発行する書面において電子交付します。

3 お客様が第8条第1項に係る書面について、電子交付を中止し、書面交付による取扱いを利用される場合は、当行所定の手続きを行うものとします。変更の際して手続き処理上一定期間を要し、変更前の方法で交付する場合もあります。

なお、変更手続きを完了された場合は、以後の交付は書面交付とします。また、再度電子交付を利用される場合は、改めて当行所定の手続きを行うものとします。その際、手続きが完了するまでに書面交付された書面は電子交付の閲覧はできません。

4 電子交付の対象となる書面を当行が追加する場合は、新たに対象となる書面について当行所定の方法により電子交付書面の対象とすることを承諾するものとします。承諾いただけない場合は、既に電子

交付の承諾をいただいている書面についても、書面交付に変更させていただく場合があります。

(電子交付書面の当行都合による書面交付)

第10条 第9条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付できるものとします。

(当行都合による電子交付の終了)

第11条 当行はお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他相当な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。

(本サービスの利用可能銘柄)

第12条 お客様が、注文および取引履歴の照会等本サービスのご利用ができる銘柄は、当行が定める銘柄とします。

(注文の受付等)

第13条 当行は、お客様が注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当行に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量（金額）、口座区分等その他必要となる事項）の確認および以下の事項について当行が確認した時点で当該注文の受付けとさせていただきます。定時定額買付サービスの注文受付けに関しては、第15条第1項から第3項の定めに従います。

①購入の場合は、購入代金の引落とし。ただし、総合口座を購入代金の引落とし預金口座としている場合は、貸越可能残高引落としは行いません（当座貸越を利用しての購入はできません。）。

②解約の場合は、お客様の保有分として当行の投資信託振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内であること。

2 お客様から同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限りません。また、定時定額買付サービスに基づく、第15条第2項に規定する買付申込日における購入に係る注文を含みます。）、その注文に係る、第5条に定める指定預金口座からの引落とし金額の総額が、当該指定預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。

3 投資信託の解約に係る注文について、クローズド期間中のもの等については、注文の受付けができない場合があります。

4 交付目論見書等でスイッチング（同一銘柄に係る他コースへの変更）が可能とされている銘柄であっても、当行ではスイッチングの受付けはできません。

5 第1項の規定により当行が注文を受付けた場合、本サービスの「注文完了画面」、「申込完了画面」等、手続きの完了画面を表示します。

6 当行は、本サービスを利用して注文を受付けるにあたって、「指定預金口座」、「サービス利用口座」に係る各種規定や「投資信託関連約款等」にかかわらず、「通帳」、「払戻請求書」、「投資信託買付申込書兼 確認書」、「あいざん積立申込書（新規・変更・解約）」、「投資信託解約・買取申込書 兼 確認書」等のお客様からの提出を不要とします。ただし、お客様が当行窓口で投資信託の対面取引を行う場合は、この限りではありません。

7 本サービスでは、指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客様は当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。

8 当行は、お客様の注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。

①お客様の注文が、法令諸規則および本規定ならびに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合

②購入に係る注文において、あらかじめお客様から届出ていただいた事項等に基づき、当該注文を受付けるべきではないと当行が判断した場合

③その他、法令諸規則や取引の健全性に照らし、注文を受付けることが適当でないと当行が判断した場合

(注文の限度)

第14条 お客様が、本サービスを利用して行うことができる購入（定時定額買付サービスによる1回ごとの購入を除きます。）に係る注文の数量（金額）の限度は、1投資信託1処理あたり1億円未満（手数料（税金）を含みます。）の金額とします。

2 お客様が、本サービスを利用して行うことができる解約に係る注文の数量または金額の限度は、お

お客様の保有分として当行の投資信託振替決済口座に記載または記録されている数量（お客様が本サービス以外で換金に係る注文を出されている場合は、その数量または金額を除きます。）の範囲内とします。

3 前二項の規定にかかわらず、当行はお客様に事前に通知することなく、注文の数量または金額の限度額等を変更することがあります。その場合、お客様は、その限度額等を了承したものととして扱います。

（注文の有効期限）

第15条 お客様が、本サービスを利用して、第13条第1項の規定に基づき、注文を送信された場合、銀行営業日（銀行法第15条に定める休日以外の日（ファンド申込不可日の日を除きます）。以下同じ。）の15時前（15時を超過しない。）までに当行が受付けたものは当日を注文執行日（以下「処理日」といいます。）とし、15時以降に受付けたものは翌営業日を処理日とします。

2 定時定額買付サービスに基づく買付けは、定時定額買付サービスの新規申込日（前項の処理日を基準とします。）が、「あいぎん積立投信（投資信託定時定額買付サービス）規定」で定める、お客様が指定された毎月の買付申込日（以下「買付申込日」といいます。）のうち最初に到来する買付申込日から遡って5営業日目以前までの場合には、当該最初に到来する買付申込日から、5営業日目よりあとの日の場合にはその翌月の買付申込日からとなります。解約する場合の適用開始日も同様の扱いとなります。

3 定時定額買付サービスの変更適用年月は、定時定額買付サービスの変更申込日（第1項の処理日を基準とします。）が、当該申込日以降最初に到来する買付申込日から遡って5営業日目以前までの場合には、当該最初に到来する買付申込日から、5営業日目よりあとの日の場合にはその翌月の買付申込日からとなります。

4 その他、単位型投資信託の募集の申込みおよび追加型投資信託（限定追加型を含みます。）の当初募集の申込み（以下「募集」と総称します。）については、別途定める当行所定の方法によります。

（注文の取消・変更）

第16条 お客様が、本サービスを利用して行われた注文の取消しに係る時限は、以下のとおりです。

①購入注文の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の9時前（午前9時を超過しない。）までです。当日の9時以降は、購入注文の取消しはできませんので購入注文の発注に際しては十分にご留意ください。

②解約注文・定時定額購入サービス関係注文（新規・変更・解約）の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の15時前（15時を超過しない。）までです。

③募集に係る取消しについては、別途定める当行所定の方法によります。

2 購入および解約に係る注文の変更（数量または金額の増減等）は、前項に定める取消しのできる時限までに購入および解約に係る注文を取消したうえで、第13条第1項の定めに従って改めて注文を送信することにより行うことができます。ただし、定時定額買付サービスの数量または金額の増減等は、申し込まれた定時定額買付サービスを取消することなく行うことができます。

（注文・約定の照会）

第17条 本サービスでは、お客様が本サービスを利用して行われた注文および約定の内容の照会をすることができます。

（注文に疑義が生じた場合の取扱い）

第18条 本サービスの利用に係る注文内容について、お客様と当行の間で疑義が生じた場合には、お客様が本サービスを利用された時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

（サービスの変更等）

第19条 当行はお客様に事前の通知をすることなく、提供するサービス内容（使用ソフトのバージョン等を含む。）を変更し、またはその一部を中止もしくは廃止することがあります。

（届出事項の変更）

第20条 お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客様は、直ちに当行所定の手続きを行うものとします。本サービスを利用しての届出事項の変更はできません。

2 前項に定める変更があった場合、前項所定の手続きを完了した後でなければ本サービスの利用はできません。

（解約等）

第21条 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当行は、事前の通知や催告等をすることなく、いつでも本サービスを解約または解除することができるものとします。

- ① お客様が投資信託総合取引約款第21条第1項第1号の規定に基づき、投資信託取引の解約の申し出をされた場合
- ② 投資信託総合取引約款第21条第1項（第1号を除きます。）の規定に基づき、投資信託取引が解約された場合
- ③ 振替決済口座を解約された場合
- ④ お客様から当行所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
- ⑤ 相続の開始があった場合
- ⑥ お客様が、本邦の居住者でなくなった場合、または住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客様の所在が明らかでなくなった場合
- ⑦ お客様が、第4条第3項に該当する旨、届出があった場合
- ⑧ お客様が、法令諸規則または本規定、「投資信託関連約款等」に違反した場合
- ⑨ お客様が、投資信託振替決済口座の開設申込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑩ その他やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出た場合

（情報利用の制限）

第22条 お客様は、本サービスの利用により、当行から提供を受ける情報（以下「提供情報」といいます。）を、お客様自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。

- ① お客様自身もしくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為
- ② 当行および当行以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工または再利用等する行為
- ③ お客様の「口座番号」、「パスワード等」を第三者に開示し、またその利用に供する行為
- ④ 提供情報を第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為

2 前項各号に該当する行為があったものと、当行または本サービスにおける情報提供者が判断した場合、当行は提供情報の利用を中止、制限ないしは変更することがあります。

（本サービスの休止）

第23条 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止する場合があります。この休止の時期等については当行のホームページ等により知らせるものとします。

（本サービス利用の禁止）

第24条 当行はお客様が本サービスを利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

（当行システムの障害）

第25条 当行のシステムの不具合に起因して、お客様がインターネットを通し、本サービスを利用できない状況を「当行システム障害」といいます。お客様の「パソコン等」や通信回線の不具合等が原因の場合は、「当行システム障害」に該当しません。

（免責事項）

第26条 当行は、次の各号に掲げる事項により生ずるお客様の損害および損失（機会損失を含みます。）については、当行が免責されることに異議なく了承していただきます。なお、当行が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当行がお客様に賠償すべき損失は、お客様に発生した直接の損害および損失に限り、得べかりし利益（逸失利益を含みます。）その他お客様に発生した間接的な損害および損失については、当行は一切その責を負わないことに異議なく了承していただきます。

- ① お客様の「パスワード等」の漏洩または不正使用。ただし、当該漏洩または不正使用が当行の重大な過失による場合は、この限りではありません。
- ② 第16条の規定により注文の取消し時限までに取消しができなかった場合
- ③ お客様が登録されたメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、または電話回線の不通等による通知、照会の不能
- ④ 第19条に規定されるサービス内容の変更、サービス内容の一部の中止または廃止
- ⑤ 第20条に規定される届出前に出された注文
- ⑥ 第22条第2項に規定される本サービスの提供の中止、制限ないしは変更
- ⑦ 第24条に規定される本サービスの利用の禁止

⑧第25条に規定される「当行システム障害」を除き、当行の故意または重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当行が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客様の損害および損失

⑨通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システムおよび機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未実行など。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったために生じた損害についても、同様とします。

⑩本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落および欠陥

⑪天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合

⑫投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、電子交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延しまたは不能となった場合

⑬電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウェア等によりお客様の認証番号等が漏洩した場合。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。

⑭お客様のパソコン等におけるコンピューターウイルスなどによる障害の発生

⑮本サービスのご利用に関し、お客様による本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

(合意管轄)

第27条 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(規定の変更)

第28条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2025年 1月 1日改定